

經濟論叢

第130卷 第3・4号

哀 辭

故中谷 實名誉教授遺影および略歴

設備投資決定のプロセスと基準 (1)……………浅 沼 萬 里 1

イギリス鉄鋼業新設工場における

労使交渉の展開……………菊 池 光 造 28

ナショナル金銭登録機会社における

予算システムの形成……………斎 藤 雅 通 54

ナチ雇用創出政策と再軍備問題……………後 藤 俊 明 75

現代フランスにおける農地の流動化と

その地域的展開……………石 月 義 訓 95

追 憶 文

中谷 實先生を偲ぶ……………岩 根 達 雄 115

中谷 先生を偲ぶ……………石 川 常 雄 123

經濟学会記事

昭和57年9・10月

京 都 大 學 經 濟 學 會

記事

M・リーデル教授の講演会

平井俊彦

マンフレート・リーデル Manfred Riedel 教授は、1936年5月10日にエッソルトシャインに生れ、ライプチヒとハイデルベルクの二つの大学で学んだ。1960年にカール・レーヴィット教授のもとで、論文「ヘーゲル思想における理論と実践」を提出して学位を得た。その後、ハイデルベルク大学とマールブルク大学で教え、1970年からエアランゲン・ニュルンベルク大学の哲学教授となり、現在にいたっている。同教授の著書および論文は、発表順に並べれば次のようである。

- 1, Theorie und Praxis im Denken Hegels, 1965.
- 2, Zum Verhältnis von Ontologie und politischer Theorie bei Hobbes, 1968.
- 3, Wandlungen des Generationsproblems, 1969.
- 4, Studien zu Hegels Rechtsphilosophie, 1969. (清水正徳・山本道雄訳『ヘーゲル法哲学—その成立と構造』1976, 福村出版).
- 5, Dilthey und das Problem der Metaphysik, 1969.
- 6, Politik und Metaphysik bei Aristoteles, 1969.
- 7, Bürgerliche Gesellschaft und Staat. Grundproblem und Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie, 1970.
- 8, Brecht und die Philosophie, 1970.
- 9, Positivismuskritik und Historismus, 1971.
- 10, System und Geschichte. Studien zum historischen Standort von Hegels Philosophie, 1973.
- 11, Metaphysik und Metapolitik. Untersuchungen zu Aristoteles und zur politischen Sprache der neuzeitlichen Philosophie, 1974.

経歴・著書などは、ズアカンブ社出版の著書(4と10)にある著者紹介、および4の邦訳書の訳者あとがきを参照した。

1982年9月下旬にリーデル教授が同志社大学の招聘教授として来日した機会に、経済学会は法学会、法制史学会近畿部会および京都ドイツ文化センターと共催して、9月29日(水)14時から約3時間の予定で、同教授の講演会を開催することになった。ちなみに、今回の京都での同教授の講演会は、次のようであった。

- 1, Dialektik in Institution. Über die historische und systematische Struktur

von Hegels Rechtsphilosophie. 9月22日(水), 同志社大学法学会.

2, Moral- und Rechtsnormen. Zu einigen Grundfragen der Normentheorie.
9月25日(土), 関西法理学会.

3, Erklären und Verstehen, 9月26日(日), 現代哲学研究会.

4, Freiheit und Verantwortung. Zwei Grundbegriffe der Kommunikativen Ethik. 通訳は, M・フーブリヒト, 同志社大学客員教授, 河上倫逸法学部助教授, 司会は平井, 参加者は約50名.

「自由と責任」—コミュニケーション的倫理の二つの基礎概念— 報告要旨.

「自由」Freiheit という言葉は, 語ることは簡単だが, 自由とは何であるかを学問的に規定することは, きわめて難しい. というのも, 自由の問題は, 概念的であるとともに経験的な問題であり, また, 理論的であるとともに実践的な問題だからである. さしあたり, 明らかなことはといえば, 自由の問題はわれわれが避けて通れない重要な問題であり, 現代においては, 以前のどの時代とも違った全く新しい様相をおびていることであろう. 端的にいって, 今日, 自由の問題は「自由の名のもとでの自由の否定」というアポリアにぶつかっている. ところで, このアポリアを解くために, 自由の意味をただ概念的に考察することにとどまっていれば, 不可能である. この概念を根本的に考察すると, かならず「責任」Verantwortung という概念に行きつくのであって, 責任という概念こそ, 自由の問題を解決するための基本的な鍵なのである.

1, 問題設定

自由という概念は, 従来の思想史を辿ってみれば, その対概念 Gegensatz から導き出されている. たとえば, ギリシャ 古典古代では, 神々の予知 providentia と人間意志の自由 voluntalis praescientia との対概念がそれであり, 宗教改革期ではキリスト者の自由と献身, 近代哲学では自然の因果律 Kausalität der Natur と人間行為の自発性 Spontaneität menschlichen Handelns との対概念がそれである. 現代では, この対立は, コミュニケーションと支配 Kommunikation und Herrschaft のそれとされている. このように, それぞれの歴史の各段階で異った対概念がみられるものの, そこには一つの共通のアプリオリな概念がある. というのも, 神が未来の全ての出来事を予知し, 自然の因果法則を認識し, 現代では「支配から自由な」社会を先取りするといったことが, 自由の可能性の条件となっている, といえるからである.

このばあい, 現代における自由, つまり「支配なき社会」または「支配から自由な」コミュニケーションといった歴史哲学的概念は, 前近代的形而上学の神学的存在論の「神々の予知」とは異ならない, いわば歴史や経験を越えた「超越的概念」である. と

ともに、自由の概念が、対概念である一般的な自然法則性だとか、一般的な支配従属性から導き出される、いわば「消極的な概念」といえよう。すなわち、必然性や支配の克服が自由におき代えられるのとおなじく、自由の否定からまた必然性の概念が出てくることも、古典神学的であって、このばあい自由と非自由が裏腹になっている。この点について、たとえば Th. W. アドルノは、次のように指摘している。自由はそれ自体「不自由と強くからみ合っているので、自由は不自由によって抑圧されている、のみならずまた不自由の概念の前提ともなっている」と。このばあい、アドルノは法則 *Gegetz* と支配とを論理的に同一のものとみなし、時間の形式を概念の前提とする。だから、アドルノの否定的弁証法での「自由のモデル」は、自然と社会を永久に省察し続けることに陥ってしまう。この考え方は、H. マルクーゼの「偉大なる否定」だとか、J. ハーバーマスの「支配からの自由」といったテーゼに引きつがれているのである。

このような考え方に立てば、自由の概念は適切に考察できないので、アナーキーな実践や政治離れの無方向性におちいらざるをえない。自由の消極的な概念の名のもとで自由の否定がなされるならば、自由は社会の諸団体間におけるスローガンとなる。一方で、自由は現代世界の基本的価値だと主張されるときに、他方で階級利害によって全く無用だとされてしまう。このような状況から脱出するためには、自由の概念を使用しうするための前提、つまりその論理的かつ解釈学的な概念の場が何かを明らかにする、とともに、概念的な場を移動させることの可否を論じなければならぬ。こうした議論は、H. Krings の著作にみることができる。クリングスはここで自由の様々な「根拠づけの地平」を区分し、概念的解明のさまざまな地平を述べている。すなわち、現実的自由 *reale Freiheit*、実践的自由 *praktische Freiheit*、超越的自由 *transzendente Freiheit* の三つの地平が、それである。まず、最初に人間のあらゆる政治的・社会的・個人的自由の総体を含んでいる、現実的自由を取りあげよう。

2. 現実的・政治的自由、解放 *Befreiung* の問題

自由の概念について論争がおこるのは、自由と解放の二つの概念が混同されるからである。もし、近代社会が支配の拡大と捉えられるならば、自由とは支配からの独立、つまり従属・抑圧からの解放とみなされるであろう。この用語法からすれば、自由とは、本来的には奴隷を解放する行為であり、派生的には植民地を本国から「自立」*Emanzipation* させることを意味する。こうしたスローガンが、自由と取りちがえられている。このばあい、自由とはその本性上、人間に先天的に備わっているものではなく、自由であるためには、人間は自由にならねばならないという個人と人類の歴史の経験が、問題なのである。また、自由を解放というスローガンにおきかえれば、自由は単に消極的な概念にとどまる。だが、自由はたえず特定の場（位相）、たとえば、政治的、法律的、

教育的な場と結びつかねば、具体的なものとらない。これら三つの場の属性から切りはなされると、自由の概念は無位相的 *ortlos* なものとならざるをえない。

「政治的自由」とは何か。この自由はけっして「解放」という行為に遡ることによって説明できない。むしろ、自由とは規範的行為であることを承認し、「国家」という基本的な政治制度を媒介してはじめて保証されるのである。だから、政治的自由とは、国家からの自由 *Freiheit vom Staat* ではなく、国家のなかでの自由 *Freiheit im Staat* である。自由と支配とは論理的には異った種類のものであって、自由はけっして支配の否定でも肯定でもない。法的にも自由は支配を超越するものではなく、支配に内在する概念であって、カントでいえば、支配（法）と自由との一致である。本来の意味での人権は、特定の階級や集団による強制的支配からの独立ということだが、このばあいの自由も、法として実定化されるばあいにはのみ、現実のものとなる。真に自由になるためには、全ての市民が国家の制定法に基づいて自由を主張する必要がある。だからといって、政治的自由は積極的に、法の制定だともいえない。というのも、市民はかれ自身の是認できる制定法のほかには、服従しなくてもよいという権利をもっているからだ。

自由な法治国家とは、解放を約束する国家ではなくて、人権の主張によって自由を可能にする国家であり、この点で人権を抑圧する他の支配形態から区別される。この点では、西側自由主義国家も東側社会主義国家も、国連の人権のカタコグに照してみれば、憲法上の問題を残している。だが、人権は制定法の条文によって決まるのではなく、現実には国家がどのような態度をとるかによって決まる。国家が自由な法治国家に値するのは、たとえば、国外移住権を認めているかどうかによる。というのも、政治的自由とは市民が支配から自由になることではなくて、支配を選択することが可能であることだからである。

3. 超越的自由とコミュニケーション的自由 *Kommunikative Freiheit*, 自由であることの問題

現実的自由とは、国家が証すべき政治的に可能な自由の現実的な在り方であるが、それは技術的・制度的な前提に支えられている。この制度は歴史的に獲得されたものであるから、また、同時に喪失するものである。こうした自由の現実的形態は、世代が交代するにつれ、また世界情勢の変化につれて動くものである。これに対し、歴史的（時間的）条件にも、社会的（客観的）条件にも左右されない無条件的な自由がある。これがコミュニケーション的自由 *Kommunikative Freiheit* である。この自由は、人格としての人間の自己自身に対する自由な態度に基づいているので、人格的自由 *personale Freiheit* と呼ぶことができる。

この自由は、現実における自由と異り、理念になかの自由 *Freiheit in der Idee* であ

って歴史的・社会的な条件によって影響されない自由である。それは解放のための闘争の基礎ではあるが、国家の制定法とは無関係である。つまり、この自由は国家の制定法によって保証されないし、また、それによって排除されもしない自由である。

自由には、これら二つの種類があるのだが、現実性と超越性との二つの要素のからみ合っている領域の自由がある。それは、意欲 *Wollen* と結びついている実践的自由 *praktische Freiheit* である。というのも、意欲は法則へと向う面と、法則から離れる面をもっているからである。いわば、意欲の超越的法則性 *transzendente Gesetzmäßigkeit des Willens* とでも呼びうるもので、カントでいえば道徳性 *Moralität* の立場である。たとえば、道徳的価値判断である善悪による行為の評価がこれであって、それは単に経験的・時間的に制限されず、存在を超えて妥当するものである。この点では実践的自由は超越的自由に似ているが、同時に、超越的自由は実践的自由のなかではじめて実現される。カントの『実践理性批判』についてみれば、法的に構成された定言的命法が同時に、実践的判断の原理として作用しているのである。こうして、行為主体はこの実践的自由のなかでは、制定法を意識しなくても、人格として自己を定言的命法に従って行為するといえよう。

4. 自由、帰責 *Zurechenbarkeit*, 責任, 5. 帰責と責任, 6. 自由の基礎としての責任.

実践の立場においては、複数の人格が相互に関わりをもち、働きかけ合う（コミュニケーション）する。このばあい、行為の基にある意欲には、定言的に命じられる法則性が作用している。一般的に道徳性の立場からみれば、行為者が制定法にかかわる仕方はいえ、主観的には法に対する遵守の感覚であり、客観的には義務の思想である。これら二つの領域のいわば中間に、コミュニケーション的自由の領域があって、「責任」という概念はこの領域に照応する。責任とは、命令や義務とはちがって、人格と人格との間の相互の関係や要求と結びついている概念である。より立ちいっていえば、事物への態度を媒介として人間が他の人間に対していかに相互に対応するのかという、コミュニケーション的概念なのである。たとえば、ある人がある要求を満していないならば、彼はこれを弁明する責任があるし、また、他の人もある人に対してはそうである。こうした相関関係は人間に固有の言語関係に基づいており、責任とは対話と同じく、自己が他者に対して答えることである。

ところで、我々が何に対して自由であるかは、何に対して我々が責任をとるかによって決まる。責任なしに、自由は存在しない。なぜなら、人間が自ら自由であるのは、他の人に対して自由であるばあいのみである。このばあい、人格的な自己責任を絶対化して、行動によっていかなる結果が生ずるかを無視すれば、それは単にウェーバーのいう

「心情倫理」におちいることとなるし、かといって、心情を無視して結果だけで責任を決定することも一面的である。道徳と政治とを、心情倫理と責任倫理とを分離すれば、これこそ、ヘーゲルのいう抽象的悟性におちいらざるをえない。責任を自覚している人は、つねにこの両面をかねそなえていなければならない。

討論とコメント

報告に対し、*transzendente Freiheit* の訳語として「超超的自由」ではなく「超越論的自由」ではないのかといった質問が出された。超越的といえば、現実から離れるという消極的な意味が前面に出て、カントの先験的な睿智的な意味が薄れてしまうからである。だが、この要約では消極の意味と積極的な意味との二面をもつものとして、「超越的自由」とした。このことは、超政治 (Meta-politik) も同じであって、消極的には「政治離れ」、「政治的無関心」であり、積極的には先験的な観念的原理からの「現実政治への批判」をあわせて意味することを断っておきたい。

最後に、報告に関し当日の討論内容から離れるかもしれないが、簡単にコメントを記しておこう。私自身の問題関心とはいえば、報告の狙いの一つに、フランクフルト学派の自由に対するリーデル教授の批判があると思われる。たとえば、リーデル教授によれば、ハーバーマース教授の「支配からの自由」や「生活世界」の概念は、システムまたは社会体制から切断されたカントの睿智界のイデーではないのか。そうだとすれば、自由は超越〔論〕的自由であって、具体的に政治的自由に結びつかないユートピアに終るのではないか、という批判である。このことは、報告のなかでフランクフルト学派のメタポリティークを「政治離れ」というネガティブな側面から見ていることからもうかがえよう。のみならず、こうしたイデーと現実、生活世界とシステムという二元論の見方は、古典古代からヨーロッパ思想史に伝統的なもの、つまり法則性と自由意志とを対立させるものであって、フランクフルト学派の批判的理論はかえって伝統的理論におちいっているとしても、いっているかのようである。

たしかに、リーデル教授のこの指摘は一面では当たっているといえよう。ことに、現実的自由について、自由は実在に指定され・法や制度として定立され *gesetzt* されないかぎり、有効性をもちえないというとき、ヘーゲル主義者の一面をうかがわせる。だが、フランクフルト学派の批判的理性をこのような抽象性・否定性としてのみ捉えることは、また、一面的であろう。というのは、それはつねにヘーゲル主義的なイデーと現実との融和や和解について批判するからである。ことに、リーデル教授についていえば、自由は支配からの自由ではなくて、多様な支配の選択であるというとき、一旦選択した支配体制への従属の義務を意味しないであろうか。そうだとすれば、晩年のヘーゲルが

プロイセン国家体制に、最高の合理性を読みとったのとなんら異なるところはないであろう。むしろ、こうした既成性にたいしてたえず異議を申し立てる批判的理性は、単なる否定性を超えて積極的意義をもつものと評価すべきである。たしかに、リーデル教授もまた、この点をみているようである。ハーバーマス教授の立場を超越的自由の積極的な要素とみなし、その批判性を汲み上げるとき、こういえよう。だが、リーデル教授の基礎にある実践的理性または自由のなかで、批判的理性の提起した問題が解けるのかどうか、さらに検討を要する問題であろう。

中国・社会主義史研究者との討論・交流会

平井俊彦

1982年9月21日に、社会思想史学会の世話で、中国共産党中央マルクス・エンゲルス著作編訳局を中心とする研究者グループ5名が来日し、約20日間にわたって、わが国の研究者との交流をおこなうこととなった。この機会をとらえて、10月7日(木)、午後7時より、京大会館で、経済学会は比較社会史研究会と共催で、討論・交流会をおこなった。

中国の研究者の名は、次の通りである。

林基洲(団長) 1929年大連市に生れる、中央編訳局副局長。51年より、『スターリン全集』、『レーニン全集』、『マルクス・エンゲルス全集』の翻訳と研究に従事。主な研究テーマは「ロシア共産党史とレーニンの思想」。

李宗禹 1925年寧夏省に生れる、中央編訳局国際共産主義運動史研究主任。50年代より上記の著作の翻訳と研究、60年代より国際共産主義運動史の研究に従事。研究テーマは、「第2インターとドイツ社民党史」、「コミンテルンとソ連共産党史」、ベルンシュタインとカウツキー、ローザの研究。

周懋庸(女性) 1932年四川省に生れる、中央編訳局副研究員。研究テーマは「第2インターとドイツ社民党史」、ベルンシュタインなどの著作の編集。

程人乾 1931年江蘇省に生れる、山西大学副学長、歴史学教授。1960年にワルシャワ大学で歴史学修士、専攻はポーランド史、ドイツ史とソ連史。著書に『ローザ・ルクセンブルク』、『19世紀ポーランド人民の抗露独立闘争』など。

揚国光(兼通訳) 1932年台湾に生れる、外交出版局研究員、研究テーマは、ローザの思想的研究。

訪日にあたり、報告テーマ、1「ローザ新評価の二つの問題」、2「ローザの組織論の

観点について」、3「ローザと中国」、4「中国におけるローザ研究の現状」、5「ローザの民主と民生集中制論」を用意してきたが、京都での討論・交流会では、テーマを特定せず、中国と日本との各研究者が相互の見解を表明することとした。(1) 現代中国でローザを研究する意義はなにか、また、ローザをどのような視角から捉えるのか、(2) 社会主義社会の建設が終わっている中国で、マルクス・エンゲルスの著作を翻訳し、研究する意義はどこにかかわるのか、(3) 現在の中国でどこまで社会主義者や思想家の翻訳や紹介がすすめられているか、(4) ローザにからめて、市民的自由や個人主義をどのようにみるのか、(5) 中ソ対立は解消するか、などいくつかの問題が討議された。